

令和2年3月6日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰  
病院診療所担当理事 峰野 元明

新型コロナウイルス感染症の対応に係る医療法上の手続きについて

標記の件につきまして、神奈川県医師会を通じ通知がございましたので、お知らせいたします。

神奈川県医師会  
会長 菊岡 正和  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の対応に係る医療法上の手続きについて

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

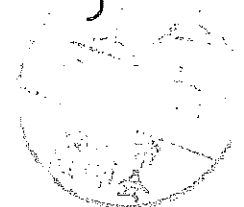
また、平素より本会活動にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について県健康医療局保健医療部医療課長並びに県健康医療局保健医療部健康危機管理課長より別添のとおり通知が参りました。

本件は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の蔓延防止を図るための医療法上の取扱いであることにご留意いただき、医療法第7条第2項に規定する事項を変更する場合の手続きについて、別添の通り、記した旨周知依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件をご了知いただくとともに、貴会会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

事務担当：地域保健課 代  
〒231-0037  
横浜市中区富士見町3-1  
TEL：045-241-7000 FAX：045-241-1464  
e-mail：r-dai@kanagawa.med.or.jp



事務連絡  
令和2年2月16日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課  
厚生労働省健康局結核感染症課

### 新型コロナウイルス感染症の対応に係る医療法上の手続について

平素より医療施設等の適切な運営に御尽力いただきまして、厚く御礼申し上げます。  
新型コロナウイルス感染症への対応については、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和2年2月1日付け事務連絡）に基づく帰国者・接触者外来の設置等の対応を行っていただいているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症のまん延防止等を図るため、医療法第7条第2項に規定する事項を変更する場合の手続について次のとおりといたします。貴職におかれましては、内容を十分御了知の上、管内医療機関へ周知を図っていただくとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、この取扱いは、今般の新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図ることの重要性に鑑みたものであることに御留意いただくようお願い申し上げます。

### 記

病院又は診療所（臨床研修等修了医師でない者が開設するものに限る。）の開設者が新型コロナウイルス感染症に罹患した患者に対する医療の提供等のために医療法施行規則第1条の14第1項第8号（医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の定員）、第9号（敷地の面積及び平面図）、第11号（建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示し、精神病室、感染症病室、結核病室又は療養病床に係る病室があるときは、これを明示するもの。））及び第12号（病院における診察室等の施設の有無及び構造設備の概要）に掲げる事項を変更しようとする場合であつて、新型コロナウイルスのまん延防止を図るために当該変更を行う必要性が高く、当該医療機関の診療実績等に鑑みて医療法に規定する各種義務が履行されることが明らかであると都道府県知事等が認めた場合には、医療法第7条第2項に規定する都道府県知事等による許可については事後に行つて差し支えないこと。ただし、この場合においても可能な限り速やかに許可申請等の手続を行うものとする。

○本件についての問合せ先

厚生労働省医政局総務課

TEL：03-5253-1111（内線4158）

FAX：03-3501-2048

E-mail：isei\_soumu@mhlw.go.jp